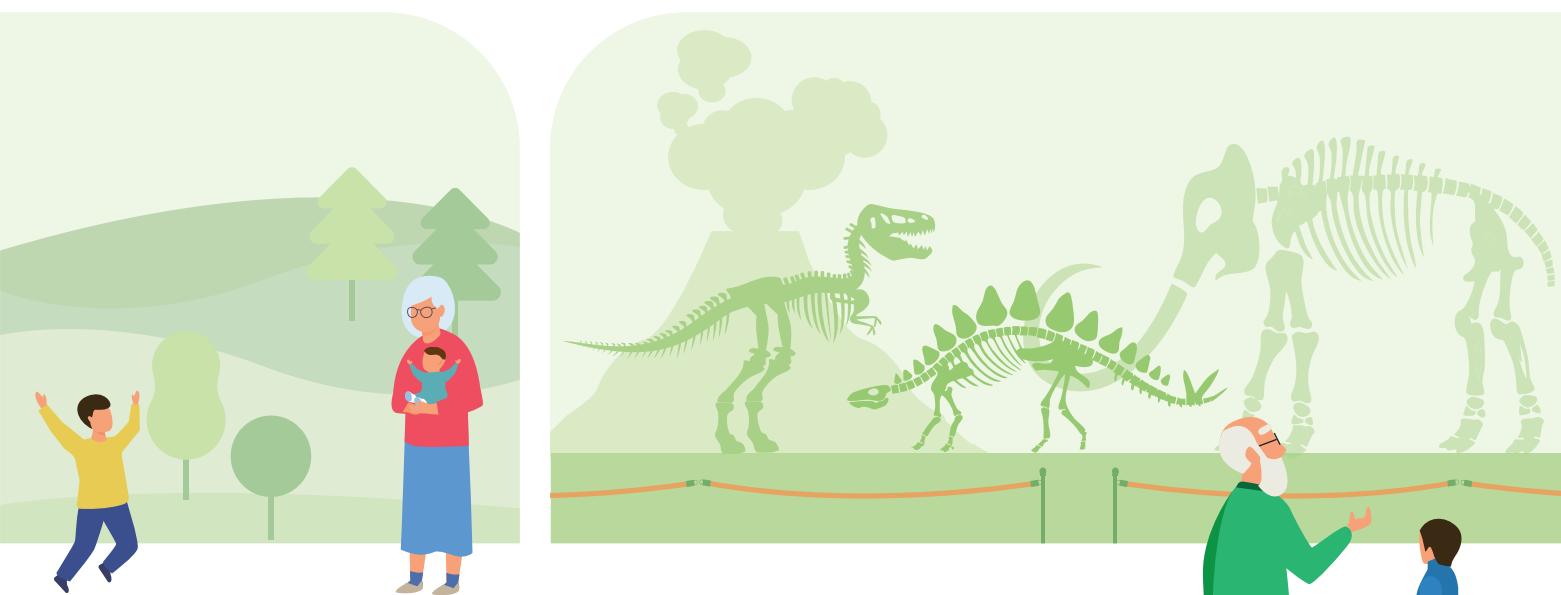




文化芸術団体 寄附税制ハンドブック



はじめに

文化芸術は私たちの暮らしに彩りと豊かさをもたらし
社会に活力を与えてくれる重要な存在です。

文化芸術分野を資金面から支える方法のひとつが「寄附」であり、2022年の調査^{*}では、文化芸術振興のための寄附に関心のある層は調査数の2割(23.9%)を占めるなど、コロナ禍以降、文化芸術団体への寄附に注目が集まっています。

寄附金には、寄附控除という税制上の優遇措置が設けられていますが、「税制について説明することが難しく、寄附のお願いをすることを躊躇してしまう」、「企業として寄附のメリットや具体的な手続きがわからない」、「寄附による税制優遇などの情報が分かりやすくまとまっているハンドブックなどが欲しい」といった声が上がるなど、制度としての複雑さが、寄附の障壁となっていると考えられます。

個人が寄附をする場合はもちろん、企業や団体が寄附を行う場合の税制優遇等の周知も十分とはいえません。

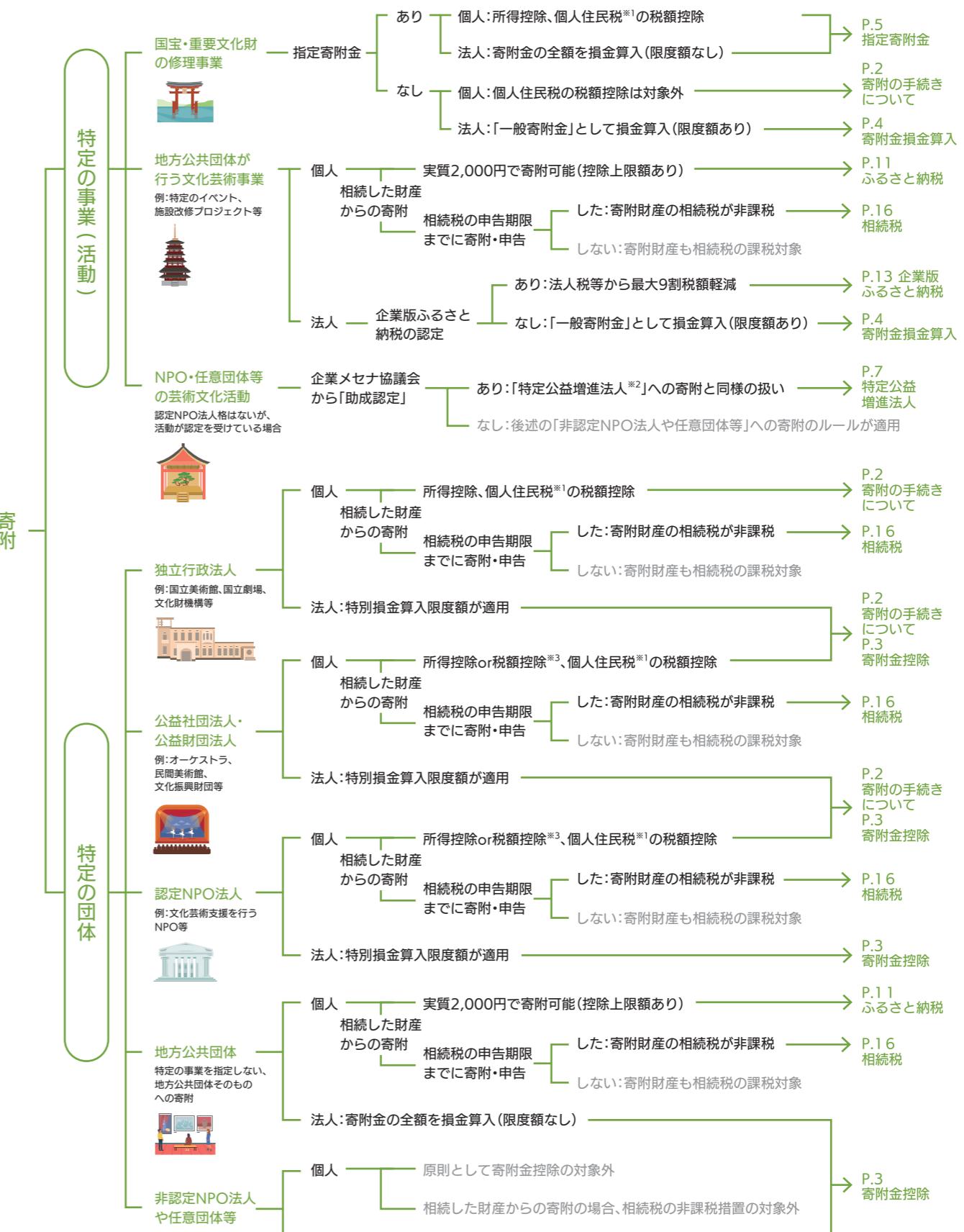
本ハンドブックは、寄附をしたい個人や法人向けに、寄附をしたい場合の税制優遇のしくみを分かりやすく解説します。寄附に関する理解を深めることを目的とし、各ページにおいて寄附金控除の税制上の優遇措置の仕組みや手続きの流れ、事例などをまとめ、「寄附をしたい方」「寄附を募りたい方」の双方が寄附を検討する上で役立つ情報を提供します。

*出所：文化庁委託事業「令和4年度文化に関する世論調査」 調査機関：令和5年1月27日～令和5年1月31日

税制優遇一覧

税制名称	指定寄附金	特定公益増進法人	財産贈与・遺贈	ふるさと納税	相続税
対象者	個人／法人	個人／法人	個人	個人／法人	個人
優遇措置	所得控除 or 税額控除／ 損金算入	所得控除／損金算入	みなし譲渡所得が非課税	所得控除 個人住民税控除／ 損金算入、税額控除	相続税非課税 納税の猶予 納税の免除
寄附先	財務大臣の指定を受けた国宝・ 重要文化財の修理事業	公益社団法人 公益財団法人等 独立行政法人 地方独立行政（博物館）等	公益社団法人 公益財団法人 非営利型一般社団・財団法人 独立行政法人等	地方公共団体	公益社団法人 公益財団法人等
寄附方法	金銭	金銭	物品又は株式等	金銭	金銭／物品
参照ページ	P.5	P.7	P.9	P.11／P.13	P.16

優遇措置フロー



*控除・損金算入の限度額、住民税の条例指定状況、必要書類等の詳細は、必ず参照ページや税務署、税理士にご確認ください。

*1：地方公共団体の条例によって、寄附金税額控除の対象として指定されている場合です。

*2：企業メセナ協議会経由の寄附により優遇制度が適用されます。（詳しくは、P.7をご参照ください）

*3：公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することができます。詳細は公益社団法人等に寄附をしたとき（国税庁ホームページ）等をご覧ください。

寄附の手続きについて

個人が寄附をする場合

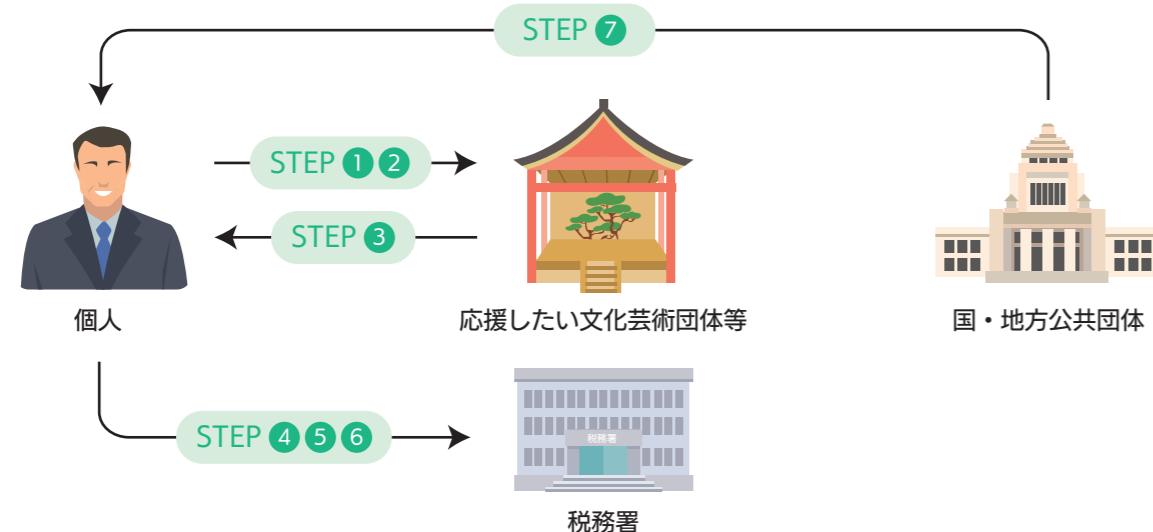
控除とは

控除とは、所得や課税対象額から特定の金額を差し引くことです。寄附を行った方は、確定申告で寄附金控除の申請をすることで、一定の条件に基づいて税金の控除を受けることができ、還付(超過分の金額の払戻)を受けることができます。

控除の種類

- 寄附金控除
- 配偶者控除
- 扶養控除
- 基礎控除
- 医療費控除
- 配当控除
- 社会保険料控除 等

文化芸術団体等への寄附と税制優遇のしくみ



STEP 1 寄附先の選定・確認(税制優遇対象か)

STEP 2 寄附の実施(振込・クレジットカード決済など)

STEP 3 寄附金受領証明書の受け取り・保管

STEP 4 確定申告の準備(必要書類の収集)

STEP 5 確定申告書・寄附金控除関係書類の作成

STEP 6 確定申告書の提出(税務署・e-Tax)

STEP 7 税金の還付または納税額の減額(+翌年度の住民税軽減)

寄附金控除の条件



「指定寄附金」(P.5)、または「特定公益増進法人に対する寄附金」(P.7)に対して年間寄附額が、2,000円を超える金額であること。



「指定寄附金」、または「特定公益増進法人に対する寄附金」のうち、都道府県・市区町村が条例で定める寄附金であること。

各地方公共団体が条例に基づき寄附金税額控除の対象となる団体を指定しておりますので、寄附を検討される際はお住まいの地方公共団体のホームページや窓口で最新の情報をご確認ください。例えば、横浜市では条例で指定する個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附先の一覧を公開しております。



優遇措置を受けられる税金

所得税

優遇措置を受けられる税金

個人住民税

寄附をする際の具体的な手続き

STEP 1 寄附先の選定・確認

寄附先が税制優遇(寄附金控除)の対象となる法人・団体を確認します。詳細はP.1の優遇措置フローをご確認ください。

STEP 2 寄附の実施

銀行振込、クレジットカード決済、現金書留などの方法があります。支払いを証明できる書類(振込明細、決済完了メール等)を保管ください。
※クレジットカード決済の場合、寄附日とカード会社からの入金日にずれが生じ、受領証明書の発行が翌年になる場合があります。年内の寄附として申告したい場合は注意が必要です。

STEP 3 寄附金受領証明書の受け取り・保管

団体から送付される「寄附金受領証明書(領収書)」は確定申告に必須です。以下の情報が記載されているか確認し、大切に保管します。

- 寄附者の氏名・住所
- 寄附年月日(受領日)
- 寄附先団体の法人種別(公益社団法人、認定NPO法人など)
- 寄附金額
- 寄附先団体の名称・所在地・法人番号
- (税額控除対象法人の場合)税額控除対象法人である旨

STEP 4 確定申告の準備と控除方式の選択

(1) 確定申告に必要な以下の書類等を収集

- 確定申告書(税務署または国税庁ウェブサイトで入手)
- 所得を証明する書類(源泉徴収票など)
- 寄附金受領証明書(原本)
- マイナンバー関連書類
- 寄附金控除に関する計算明細書等(必要な場合)

(2) 所得控除と税額控除の選択

公益社団法人、公益財団法人、認定NPO法人等への寄附は、「所得控除」と「税額控除」の有利な方を選択できます。国税庁「確定申告書等作成センター」などで有利な方を試算できます。

■ **所得控除:**控除額 = (寄附金額合計)-2,000円(上限:総所得金額等の40%)。所得税率が高い方に有利な傾向。

■ **税額控除:**控除額 = ((税額控除対象寄附金額合計)-2,000円)×40%(上限:所得税額の25%)。所得税率に関わらず減税効果がある傾向。

STEP 5 確定申告書の作成

収集した書類と選択した控除方式に基づき確定申告書(第一表・第二表)に必要事項を記入します。

The image shows two pages of the 'Taxes and Donations Return Form' (確定申告書). The left page is labeled 'F A 2204' and the right page is labeled 'F A 2304'. Both pages contain numerous fields for inputting tax and donation information. The first table (F A 2204) includes sections for 'Annual Income' (年収), 'Tax Deduction' (控除額), and 'Tax Amount' (税額). The second table (F A 2304) includes sections for 'Annual Income' (年収), 'Tax Deduction' (控除額), and 'Tax Amount' (税額). There are also sections for 'Donation Details' (寄附金に関する事項) and 'Tax Deduction Details' (控除額に関する事項).

第一表:所得金額、所得控除(寄附金控除(28)欄に所得控除額)、税額計算等を記入します。

第二表:所得の内訳、控除に関する事項(寄附金控除(28)欄に寄附先の名称・寄附金額等)を記入します。

確定申告とは

確定申告とは、1年間(1月1日から12月31日まで)の所得と、それに対する所得税等の額を自分で計算し、税務署へ申告・納税(または還付申告)をする手続きのことです。文化芸術団体等への寄附による税制優遇(寄附金控除)を受けるためには、原則としてこの確定申告が必要です。

確定申告書の提出期間は原則として、寄附を行った年の翌年2月16日から3月15日までです。期限内に申告・納税を行いましょう。(還付申告の場合、翌年1月1日から5年間提出できます。)

STEP 6 確定申告書の提出

作成した確定申告書は、定められた期間内(原則、翌年2月16日~3月15日)に以下のいずれかの方法で税務署に提出します。

- **e-Tax(電子申告):**マイナンバーカードと対応スマートフォン、またはICカードリーダライタが必要です。自宅から提出でき、添付書類の提出を省略できる場合があるほか、還付も比較的早いメリットがあります。
- **郵送:**「信書」として所轄の税務署宛に送付します。提出日は消印となります。
- **税務署窓口へ持参:**所轄税務署の窓口に直接提出します。閉庁時間でも通常、時間外受取箱への投函が可能です。

STEP 7 税金の還付または納税額の減額

確定申告書を提出し、寄附金控除が適用された結果、所得税について以下のいずれかの形で税制優遇が実現します。

- **税金の還付:**主に給与所得者などで源泉徴収された所得税額等が、確定申告で計算し直した年間の所得税額等よりも多い場合に、その差額(納めすぎた税金)が還付金として返金されます。通常、申告から1か月~1か月半程度で、申告書に記載した指定口座に振り込まれます。
- **納税額の減額:**主に個人事業主の方や、確定申告で追加納税が必要な場合に、寄附金控除によって最終的に納付すべき所得税額が少くなります。
- **住民税への影響:**所得税の確定申告を行うと、その情報が自動的に市区町村に連携され、左記、都道府県、市区町村が条例で定める寄附金であることなどの要件を満たす場合には、翌年度の住民税についても寄附金控除(住民税の計算ルールに基づく)が適用され、税額が軽減されます。

寄附金控除 損金算入 について

法人が寄附をする場合

寄附金損金算入とは

企業が寄附を行う際に、その寄附金が法人税の計算において、特別に控除や優遇される形で扱われることを指します。企業が社会貢献活動の一環として寄附を行った場合、寄附金が法人税の計算において特別な優遇措置として認められることがあります。

「指定寄附金」 制度を利用した寄附

金銭の寄附

指定寄附金とは

国宝・重要文化財(建造物、美術工芸品)など国指定文化財を修理する場合に、文化財の所有者が広く一般から寄附を集め修理費の一部に充てることができます。この修理事業が財務大臣の指定を受けると、寄附した法人や個人は税制上の優遇措置を受けられます。これを「指定寄附金」制度といいます。

寄附金損金算入のしくみ

損金算入(寄附額の最大約3割の減税)



一般寄附金の場合: 損金算入限度額 = $\{(資本金等の金額 \times 0.25\%) + (\所得金額 \times 2.5\%)\} \times \frac{1}{4}$

※実際の計算式や数値は法令改正等で変わることがあります。

法人が寄附金損金算入制度を受ける場合の手続き

- 支援先の選定
- 寄附金額・寄附方法を決定
- 寄附実行し、領収書・受領証明書を取得
- 寄附金の会計処理
- 税務申告書への記載(別表四など)
- 損金算入(要件に応じて)

法人の寄附金損金算入制度の種類と要件

① 一般寄附金

損金算入限度額を資本金や所得金額に応じて計算します。寄附先が指定寄附金、特定公益増進法人に対する寄附金等でない場合に該当します。

② 指定寄附金

国が特に公益性を認めた寄附金について全額損金算入が可能です。

③ 特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人等に対し寄附する場合、損金算入限度額が一般寄附金より優遇されます。

指定寄附金制度を使った寄附のしくみ

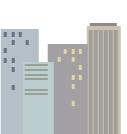
個人



優遇措置 所得税の控除

「寄附した金額(総所得金額の40%を限度) - 2,000円」を所得から控除
当該年の総所得金額の40%を上限に、実際に寄附した金額から2,000円を差し引いた額が所得控除の対象です。

法人



優遇措置 寄附金の全額を損金算入

一般寄附金や特定公益増進法人等に対する寄附金には損金算入限度額が設定されていますが、指定寄附金の場合は国がその特別な公益性を認めているため、限度額の枠外で寄附金を損金として計上することができます。

寄附



指定寄附金の対象とは?

[申請に関する詳細](#)

対象事業

修理事業(個人・団体)

国宝又は重要文化財等に係る修理・防災施設設置事業で、国庫補助を受けて行う事業等であって、かつ当該事業を行うことが文化財保護のために緊急に必要であるもの。

指定寄附金制度を使った事例

大照院 本堂・経蔵(山口県萩市)

2010~2017年までの7年に亘り、「本堂」及び「経蔵」の保存修理事業を実施。総事業費11億8,500万円にも及ぶ大事業で、国・県・市の補助金交付を受けたものの、多額の自己負担を必要とし、そのすべてを宗教法人大照院で捻出することが困難なため「指定寄附金」制度を活用しました。



指定寄附金制度を使った寄附者側の手続き



1 対象事業を探す

財務省の告示一覧から「指定寄附金」などで検索し、団体のホームページを確認、または直接問い合わせします。



2 寄附をする

銀行振込、クレジットカード支払いなどのオンラインで決済を行います。



3 寄附金受領証明書をもらう

寄附を証明するための寄附金受領証明書を受け取り、確定申告を行います。

計算明細書の記入ポイント例(個人からの寄附の場合)

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分)	氏名 _____
この明細書は、申告書と一緒に提出してください。	
この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除の計算」欄を参照ください）。	
申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除の計算」欄に公益社団法人等寄附金特別控除額の計算を行います。	
なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受けられるのは、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。	
1 寄附金の区分等	
寄附金の区分等	① 公益社団法人等寄附金の額 ② ①以外の寄附金の額 ③ ① + ②
所得金額の合計額	④ ① × 40% ⑤
2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算	
⑥ ⑤ - ⑦	⑧ (年次のときは0) 円 ⑨ 2千円 - ⑧ ⑩ (⑦ - ⑧) × 40% ⑪ (100円未満の端数切捨て) ⑫ 年分の所得税額 ⑬ ⑪ × 25% ⑭ (100円未満の端数切捨て) ⑮ 公益社団法人等寄附金特別控除額(⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)
申告書第一表の⑮の金額を転記してください。	
申告書第一表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金額を記してください。	
申告書第一表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金額を記してください。（注）この場合には、それが次の金額を加算してください。 （既報酬金及び既報酬控除がある場合）この既報酬金及び既報酬控除の金額と、この寄附金額と合算して、その所得金額（特別控除前の金額） なお、個人申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「総括損失を差し引く計算」欄の該当の金額を記してください。	
申告書第一表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金額を記してください。（注）この場合には、それが次の金額を加算してください。 （既報酬金及び既報酬控除がある場合）この既報酬金及び既報酬控除の金額と、この寄附金額と合算して、その合計額を申告書第一表の「政党等寄附金特別控除（⑨～⑮欄）」に記入してください。	
※ 肉牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。	
○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条件等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。	

「指定寄附金」制度を利用した寄附に関しては、一般的な寄附の情報に加えて、添付書類として寄附先の団体が発行した受領証などの証明書類が必要です。詳細な記入方法については、計算明細書の裏面にある説明や、国税庁のウェブサイトにある関連情報を参照してください。

寄附先の名称、寄附年月日、寄附金額などを記入します。

控除額は、以下のいずれか少ない方の金額となります（100円未満切捨て）
■ (年間の寄附金額 - 2,000円) × 40%
■ その年の所得税額 × 25%

特定公益増進法人に対する寄附

金銭の寄附

特定公益増進法人とは

公共法人、公益法人等（一般社団法人、一般財団法人、労働者協同組合を除く。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育・科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など公益の増進に著しく寄与する団体のことです。これらの団体への寄附には税制優遇措置が設けられています。

寄附を受けた団体側の手続き

STEP 1 寄附金受領証明書の発行

寄附者に対して、寄附金を受け取ったことを証明する「寄附金受領証明書」を発行します。証明書には、以下の事項を記載する必要があります。

- 寄附者の氏名・住所 ■ 寄附金を受領した団体の名称・所在地・代表者名
- 寄附年月日 ■ 受領した寄附金が指定寄附金に該当する旨の記載 ※根拠となる法令や証明書名などを記載することが望ましいです。
- 寄附金額 ■ 寄附者が法人の場合は、その法人である旨、登録番号または設立年月日



認定NPO法人等が発行する領収書の記載例

STEP 2 帳簿への記録

受け取った寄附金について適正な会計処理を行い、帳簿に記録する必要があります。

※団体の種類や規模によっては、受け取った寄附金に関する情報を税務署に報告する義務が生じる場合があります。

※税法や関連法規は改正される可能性がありますので、常に最新の情報を確認するようにしてください。

※不明な点や具体的な手続きについては、所轄庁（内閣府または都道府県）、税務署、または税理士などの専門家にご相談ください。

特定公益増進法人に対する寄附のしくみ

※寄附に関する手続きの詳細はP.3をご参照ください。

個人



優遇措置 所得税の控除

寄附した金額（総所得金額の40%を限度） - 2,000円を所得から控除

法人



優遇措置 特別損金算入限度額と一般寄附金の損金算入限度額の合計額まで損金算入

特別損金算入限度額「（資本等の金額×0.375% + 所得金額×6.25%）×1/2」

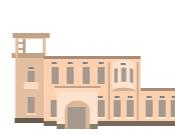
※上記はあくまで例示です。実際には国税庁の最新情報を参照ください。

寄附



寄附

寄附



寄附

寄附



寄附



特定公益増進法人に対する寄附の事例

国立新美術館は、2024年11月18日から2025年1月31日の期間において、初のクラウドファンディングを実施しました。このプロジェクトは、2025年3月19日から開催された企画展「リビング・モダニティ 住まいの実験 1920s-1970s」の開催費用の一部を募ることを目的としていました。

目標金額 1,000万円
実際の寄付総額 1,500万円超
支援者数 個人・法人含めて500名超



国立新美術館からのメッセージ

国立新美術館は、2007年に六本木に開館しました。国内最大級の展示スペースを生かして、多彩な企画展や公募展を開催し、芸術文化の発信拠点として活動しています。皆様からのご寄附は、展覧会の開催や教育普及活動、情報資料の収集・発信、施設の運営など幅広く活用させていただき、今後も多様な価値観を育む創造的な美術館を目指してまいります。

企業メセナ協議会の「助成認定制度」

企業による芸術文化支援（メセナ）活動の活性化を目的に

1990年に設立された、国内唯一のメセナ専門の中間支援機関です。企業メセナ協議会の「助成認定制度」は、芸術文化活動に対する民間からの寄附を税制面から促進するための仕組みです。この制度を利用してすることで、特定公益増進法人でない団体・個人の芸術活動も応援できます。

企業メセナ協議会を経由するメリット

- 第三者機関の審査があるため「信頼性の担保」ができる
- 企業が支援先を選ぶ際に、活動内容の適格性や資金管理の透明性が確認できる
- 団体の規模や知名度に係わらず、文化的価値の高い活動が支援される可能性がある
- NPO法人や任意団体など多様な組織形態の団体・実施する活動への寄附の選択肢が広がる
- 個人の寄附の場合、所得控除または税額控除が適用され、どちらか有利な方を選ぶことができる



計算明細書の記入ポイント例(個人からの寄附の場合)

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

令和年分 氏名

この明細書は、本年中に認定NPO法人等寄附金特別控除額の適用を受けた方(認定NPO法人等)に対して提出されたもので、その寄附金について認定NPO法人等が受け取った場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するための手帳です。詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除額を算出する方法」を読んでください。

申告書第一表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額を記入してください。(認定NPO法人等寄附金の内訳)

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	① 認定NPO法人等寄附金の額	② ①以外の寄附金の額	③ ① + ②	④ 所得金額の合計額	⑤ ④ × 40%
---------	-----------------	-------------	---------	------------	-----------

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0)	⑦ ①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑧ 2千円 - ⑦	⑨ (赤字のときは0)	⑩ (100円未満の端数切捨て)	⑪ (100円未満の端数切捨て)	⑫ 年分の所得税額の額	⑬ ⑫ × 25%	⑭ ⑬ - ⑪	⑮ ⑭ × 40%	⑯ ⑮ (赤字のときは0)	⑰ ⑯ × 25%	⑱ ⑰ (赤字のときは0)	⑲ 認定NPO法人等寄附金特別控除額(⑯と⑰のいずれか少ない方の金額)
-------	-------------	-------------------	-----------	-------------	------------------	------------------	-------------	-----------	---------	-----------	---------------	-----------	---------------	-------------------------------------

※ 内用印の先頭による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお問い合わせください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「法第411条の2」と書いてください。

06.11

「特定公益増進法人」に対する寄附に関しては、一般的な寄附の情報に加えて、添付書類として寄附先の団体が発行した受領証などの証明書類が必要です。詳細な記入方法については、計算明細書の裏面にある説明や、国税庁のウェブサイトにある関連情報を参照してください。

寄附先の名称、寄附年月日、寄附金額などを記入します。

控除額は、以下のいずれか少ない方の金額となります(100円未満切捨て)
■ (年間の寄附金額-2,000円)×40%
■ その年の所得税額×25%

寄附を受けた団体側の手続き

STEP 1 寄附金受領証明書の発行

寄附者に対して、寄附金を受け取ったことを証明する「寄附金受領証明書」を速やかに発行します。証明書は、寄附者が所得税の寄附金控除や法人の場合の損金算入を受けるために必要な書類となり、以下の事項を記載する必要があります。

- 寄附者の氏名・住所 ■ 寄附金額
- 寄附年月日 ■ 寄附金を受領した団体の名称・所在地・代表者名
- 受領した寄附金が特定公益増進法人に対する寄附である旨の記載
- 法人の場合は、その法人である旨、登録番号または設立年月日

STEP 2 帳簿への記録

受け取った寄附金について適正な会計処理を行い、帳簿に記録する必要があります。

STEP 3 その後の手続き

(1)事業報告書の作成・提出・公表

特定公益増進法人は、事業活動の状況や会計に関する情報を記載した事業報告書を作成し、所轄庁に提出する義務があります。また、その内容を公表する必要があります。(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等による)

(2)税務署への報告

特定公益増進法人として、収益事業を行っている場合などには、法人税の申告義務が発生します。また、受け取った寄附金に関する情報を税務署に報告する義務が生じる場合もあります。詳細は税務署にご確認ください。

※特定公益増進法人の種類や事業内容によって、具体的な手続きや義務が異なる場合があります。

※税法や関連法規は改正される可能性がありますので、常に最新の情報を確認するようにしてください。

※不明な点や具体的な手続きについては、所轄庁(内閣府または都道府県)、税務署、または税理士などの専門家にご相談ください。

贈与・遺贈による寄附

物品の寄附又は株式等の寄附

譲渡所得税とは

自分が保有する資産を譲渡(権利や財産などを他人に譲り渡すこと)するときに生じる所得のことを譲渡所得といい、譲渡所得にかかる税金が「譲渡所得税」です。

みなし譲渡所得課税とは

個人が法人に対して、無償あるいは著しく低い価格で資産を譲渡又は寄附したとき、その資産が取得時よりも値上がりしていた場合に、贈与時の時価で譲渡したとみなして課税される所得税法上の制度です。例えば個人が法人に資産を無償で譲渡(贈与)した場合、時価で譲渡したものとみなして所得税が課税されます。

財産の贈与・遺贈の寄附のしくみ

寄附者(個人)



優遇措置 みなし譲渡所得: 非課税(租税特別措置法40条)



独立行政法人



公益法人等



認定NPO法人



非課税となる条件とは?

- 国または、地方公共団体に対して財産を寄附した場合
- 公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附で国税庁長官の承認を受けた場合
- 重要文化財を国等に譲渡した場合

※寄附をした財産について、租税特別措置法40条の適用を受け、みなし譲渡所得の非課税の適用を受ける場合にも寄附金控除の対象となります。
この場合、寄附金控除の対象となる金額は、その財産の取得価額とされます。

寄附に関するよくある質問

Q 国税庁長官の承認を受けるにはどうしたらいいですか。

A 原則、寄附をした日から4カ月以内に租税特別措置法40条の承認申請をし、財産を寄附をした日から2年以内に、公益法人の公益を目的とする事業に直接使われるなど一定の要件に該当することを、国税庁長官から承認を受ける必要があります。

Q 作家の作品を国立や公立美術館に遺贈したい場合はどうしたら良いですか。

A 遺贈に関しては各施設に直接お問い合わせください。

Q 芸術品の物品寄附の価格算定はどうやってされますか。

A 文化庁では「美術品(近現代分野)の鑑定評価における価格評価の手法、手順についてのガイドライン」を定め、当ガイドラインに則って価格評価を行う専門家を認定する制度を今後開始します。価格算定は、専門家に依頼してください。

● 遺贈する場合の寄附者側の手続き

STEP 1 遺贈先の選定と非課税要件の確認

相続税法上の非課税対象であり、かつ所得税法上の特定の要件を満たす法人(教育、科学振興、文化向上、社会福祉に著しく寄与する法人など)を遺贈先として選定します。事前にこれらの要件を満たすか、税理士等に確認することが重要です。

STEP 2 遺贈財産の選定と遺言書の作成

みなし譲渡所得課税の対象となる譲渡性のある財産(土地、建物、株式など)を選び、遺贈する団体名と財産を明確に記載した法的に有効な遺言書を作成します。

■ 公正証書遺言:公証人立会いのもと公証役場で作成・保管する(有料)

■ 自筆証書遺言:遺言者が自筆し、押印する方式で作成・保管する(無料)。相続開始後に家庭裁判所の検認が必要。

STEP 3 遺言開示

遺言書を遺した本人が亡くなられた後、遺言書が開示されます。

※遺言書を相続人が勝手に開封すると、罰金を課される可能性があります。特に、自筆証書遺言は開封前に家庭裁判所へ持ち込むようにしましょう。

STEP 4 遺言の執行と財産の移転

遺言書の開示後、遺言執行者が、遺贈を受ける団体に財産を引き渡す手続きを行います。不動産の場合は所有権移転登記、株式の場合は名義変更などを行います。

● 遺贈を受けた団体側の手続き

STEP 1 遺贈の通知と内容確認、受け入れ決定

遺言執行者または相続人から遺贈の通知を受けた際は、遺言書の内容(財産の種類、金額、条件、遺贈者の非課税希望)を確認します。遺贈される財産の種類、金額、管理コストなどを考慮し、受け入れの可否を決定します。

STEP 2 財産の受領と適切な管理

遺言執行者または相続人から、遺贈された財産を受け取ります。不動産の場合は所有権移転登記、有価証券の場合は名義変更、現金の場合は口座への入金などの手続きを行い、受け取った財産を被相続人又は相続人が指定した使途に従って適切に管理します。特に、みなし譲渡所得課税の非課税の要件を満たすためには、受け取った財産を公益目的事業のために使用する必要があります。

STEP 3 寄附金受領証明書の発行

遺言執行者または相続人に對し、以下の事項を明記した「寄附金受領証明書」を速やかに発行します。証明書は、相続税の申告や、みなし譲渡所得課税の非課税の適用を受けるために必要な書類となります。

- 被相続人の氏名
- 遺贈された財産の種類と価額(相続開始時の時価)
- 団体が相続税法上の非課税対象法人であり、かつ、所得税法上の要件を満たす法人である旨(根拠となる法令等を記載)
- 相続人の氏名・住所(代表者の氏名・住所)
- 遺贈を受けた団体の名称・所在地・代表者名
- 法人の場合は、その法人である旨、登録番号または設立年月日
- 遺贈年月日
- 受領した財産が遺贈によるものである旨
- 法人の場合は、その法人である旨、登録番号または設立年月日

STEP 4 会計処理と情報公開

法令や団体の規程に基づき、遺贈による収入や、その後の財産の管理・活用状況を適切に情報公開します(事業報告書、財務諸表など)

※遺贈による寄附は、通常の寄附とは手続きが異なる場合があります。特に、みなし譲渡所得課税の非課税の適用を受けるためには、団体側も適切な対応と証明書類の提供が求められます。

※団体の種類や規模によっては、受け取った遺贈財産に関する情報を税務署に報告する義務が生じる場合があります。詳細は税務署にご確認ください。

※遺贈を受ける財産の種類や団体の種類によって、必要な手続きや報告義務が異なる場合があります。

※税法や関連法規は改正される可能性があるので、常に最新の情報を確認するようにしてください。

※不明な点や具体的な手続きについては、所轄庁(内閣府または都道府県)、税務署、または税理士などの専門家にご相談ください。

個人向け

「ふるさと納税」 を活用した寄附

企業版ふるさと納税
(地方創生応援税制)

ふるさと納税とは

都道府県、市区町村への「寄附」です。一般的に地方公共団体に寄附をした場合には、確定申告を行うことでその寄附金額の一部が所得税および住民税から控除されますが、ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額(控除上限額に達するまで)が控除の対象となる制度です。

● 一般的なふるさと納税のしくみ



優遇措置① 所得税の控除

「寄附した金額(総所得金額の40%を限度)-2,000円」を所得から控除

優遇措置② 個人住民税の控除

「(寄附した金額*1-2,000円)×10%」を税額控除

*1 総所得金額×30%を上限

優遇措置③ 上記①②により控除できなかった額を全額控除

「(寄附した金額-2,000円)×(100%-10%-所得税率)」を全額控除



※ワンストップ特例制度の活用、もしくは確定申告が必要です。

● ふるさと納税の事例

大阪市 「なにわの芸術応援募金」

大阪市では市民や企業からの寄附で地元の芸術・文化団体を支援する制度を創設しています。

ふるさと納税の一環としてあらかじめ登録された「音楽・演劇・美術・文楽・能楽・伝統芸能」等の団体から、応募したい団体を選んで寄附でき、集まった資金は各団体の事業費や管理費に充当されます。

例えば、交響吹奏楽団「大阪市音楽団(Shion)」では寄附金を将来の音楽文化を担う子ども達への定期演奏会招待券に活用しています。



ふるさと納税に関する寄附者側の手続き

STEP 1 寄附先の地方公共団体の選択

ふるさと納税ポータルサイトなどで、「文化」「芸術」「体験」「チケット」「イベント」などのキーワードで検索し、文化芸術に関する体験型の返礼品を提供している地方公共団体を探します。興味のある文化芸術体験型の返礼品を見つけたら、内容、利用条件、有効期限などの詳細を確認します。

STEP 2 寄附の申し込みと支払い

選んだ地方公共団体のウェブサイトまたはポータルサイトから寄附を申し込み、必要な情報(氏名、住所、税情報、返礼品、寄附金額など)、寄附金受領証明書の送付先や、ワンストップ特例制度の利用希望の有無などを選択・入力し、指定された方法で寄附金を支払います。

STEP 3 寄附金受領証明書の受領と返礼品の利用

地方公共団体から寄附金受領証明書を受け取り、大切に保管します。後日、送付される体験チケットや引換券などの返礼品に記載された案内に従って、文化芸術体験を利用します。

STEP 4 税金控除方法の選択と手続き

ふるさと納税による税金の控除を受けるためには、以下のいずれかの手続きが必要です。

- 確定申告: 年末調整を受けていない方、または医療費控除など他の控除も合わせて申告する方は、確定申告を行う必要があります。
- ワンストップ特例制度: 確定申告を行う必要のない給与所得者等で、その年のふるさと納税の寄附先が5団体以内である場合に利用できる制度です。

ふるさと納税を受けた団体側(地方公共団体または連携事業者)の手続き

STEP 1 寄附金受領証明書の発行と送付

寄附者に対して「寄附金受領証明書」を速やかに発行します。証明書には、以下の事項を記載する必要があります。

- 寄附者の氏名・住所
- 寄附金を受領した地方公共団体の名称・所在地・代表者名・問い合わせ先電話番号など
- 寄附年月日
- 「寄附金控除に係る証明書」である旨の記載
- 寄附金額
- 受領印

STEP 2 返礼品の提供とフォローアップ

寄附者が選択した文化芸術体験型返礼品を提供します。チケットの送付、体験予約の受付、当日の案内など、スムーズな体験提供に努めます。必要に応じて、体験後のアンケート実施や情報提供などのフォローアップを行います。

STEP 3 税務処理と報告

受け取った寄附金について適切な会計処理を行い、帳簿に記録します。ふるさと納税に関する税務処理(控除額の管理、税務署への報告など)、ポータルサイトへの手数料支払いなど、関連する費用処理を適切に行います。寄附者からワンストップ特例申請書が提出された場合、地方公共団体は申請内容を確認し、期日までに寄附者の住所地の市区町村へ控除に必要な情報を通知します。

※税法や関連法規は改正される可能性がありますので、常に最新の情報を確認するようにしてください。
※不明な点や具体的な手続きについては、所轄庁(内閣府または都道府県)、税務署、または税理士などの専門家にご相談ください。

法人向け

「ふるさと納税」を活用した寄附①

企業版ふるさと納税
(地方創生応援税制)

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)とは

企業版ふるさと納税とは、地方創生の取り組みとして地方公共団体が行う事業に対して企業が寄附を行うと、税制上の優遇が受けられる制度です。通常の寄附より控除率が高く、企業にとっては法人税等から最大約9割の税額控除を受けつつ社会貢献を実現しやすい制度となっています。

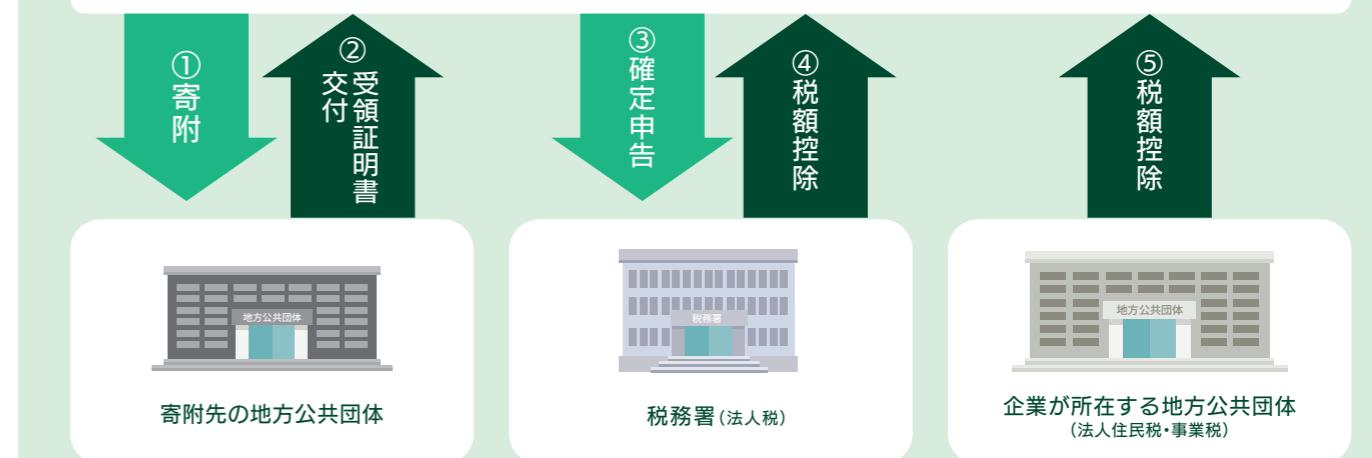
企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)のしくみ



① 法人住民税: 寄附額の4割を税額控除 (法人住民税法人税割額の20%が上限)

② 法人税: 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の一割を限度 (法人税額の5%が上限)

③ 法人事業税: 寄附額の2割を税額控除 (法人事業税額の20%が上限)



地方公共団体のメリット

- 安定的な財源確保が可能になる
- 地域外企業との新たなネットワーク構築ができる

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)の手続きの例



制度活用にあたっての留意事項

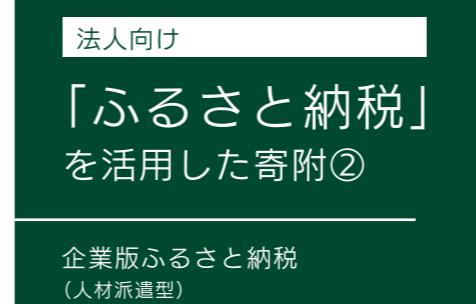
寄附を行う事の代償として経済的な利益を受けることは禁止
※地方公共団体の広報誌やホームページ等による寄附企業の紹介や、公正なプロセスを経た上での地方公共団体との契約などは問題ありません。

1回当たり10万円以上の寄附が対象

次の都道府県、市区町村への寄附は対象外
①地方交付税の不交付団体である都道府県
②地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村(首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯等)

本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

地方公共団体が寄附した企業を周知することは可能
例:ホームページ、広報誌、県政広報番組での企業名の紹介、感謝状の贈呈、寄附を活用した施設への銘板設置



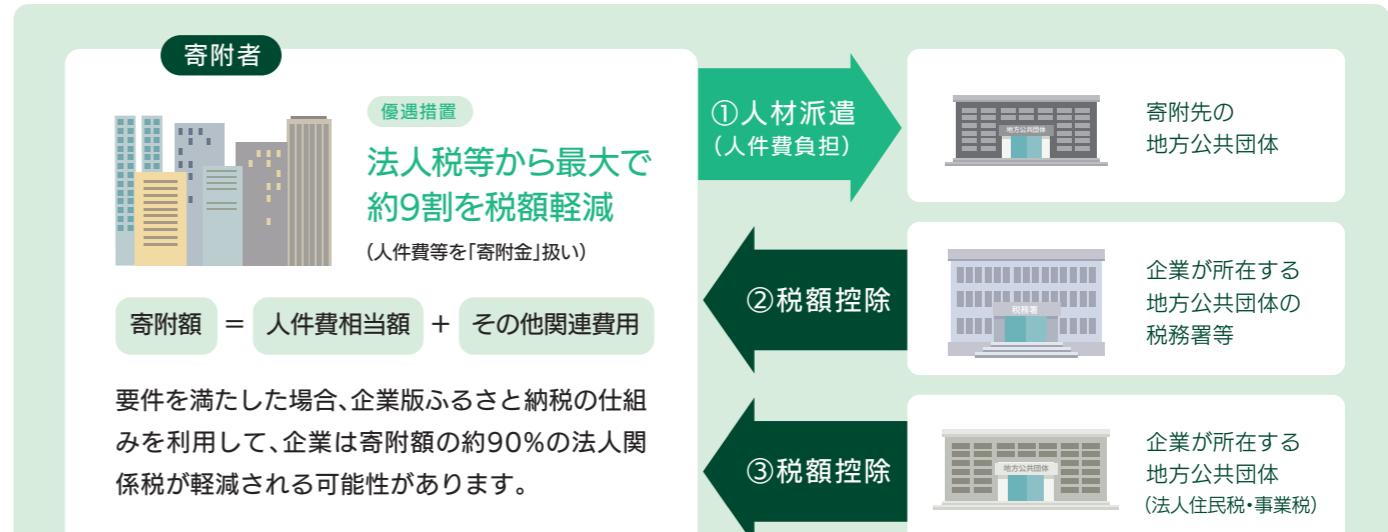
企業版ふるさと納税(人材派遣型)とは

企業が地方公共団体(またはその委託先である文化芸術団体等)の地方創生プロジェクトに人材を派遣し、その人件費等を寄附金として計上して税制優遇を受ける制度です。

企業のメリット

- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

企業版ふるさと納税(人材派遣型)のしくみ



地方公共団体のメリット

- 安定的な財源確保が可能になる
- 地域外企業との新たなネットワーク構築ができる
- 文化事業を通じて交流・関係人口が拡大し、地域活性化に繋がる

文化芸術団体のメリット

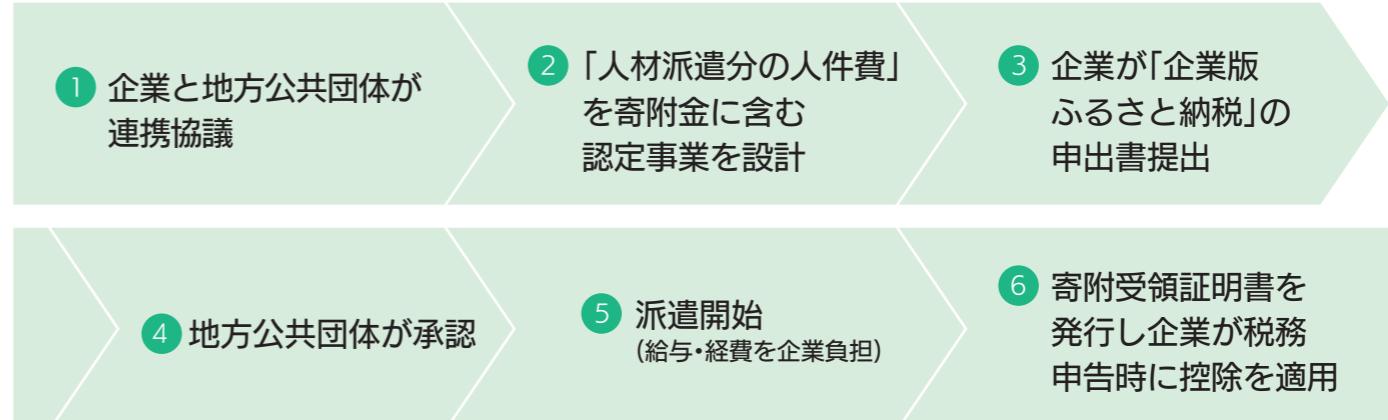
- 企業との連携事業としての注目度向上によるPR機会の増加
- 企業の専門知識・経営ノウハウを活用することができる
- 企業に評価・支援を受ける団体として、信頼性向上が期待できる

企業版ふるさと納税 人材派遣型の事例

岡山県真庭市では、観光文化拠点「GREENable HIRUZEN」の運営・発展のために、企業版ふるさと納税(人材派遣型)を活用しました。都市部企業からの専門人材を受け入れ、地域の文化・観光戦略を強化しています。企業側は税制優遇のメリットを得ながら、地方創生に貢献できる点が大きな特徴となっています。



企業版ふるさと納税(人材派遣型)の手続き



寄附により 「相続税」 が優遇される場合

相続税とは

相続税は、故人から財産を受け継いだ場合に受け取った財産にかかる税金です。相続した財産を、国、地方公共団体、公益を目的とする事業を行う特定の法人、認定NPO法人に寄附した場合や、特定の公益信託に資金提供した場合は、寄附や資金提供をした財産は相続税の対象としない特例があります。

相続財産の寄附のしくみ（租税特別措置法 70条）

寄附する場合の満たすべき要件

- 1 寄附した財産は、相続や遺贈によって受け継いだ財産であること（受け継いだとみなされる生命保険金や退職手当金も含まれます）
- 2 受け継いだ財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附すること
- 3 寄附先が「特定の公益法人」であること（①～⑨：文化芸術団体が多い法人）
 - ①独立行政法人
 - ②国立大学法人および大学共同利用機関法人
 - ③地方独立行政法人で地方独立行政法人法に掲げる一定の業務を主たる目的とするもの
 - ④公立大学法人
 - ⑤自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興 共済事業団、日本赤十字社、福島国際研究教育機構
 - ⑥公益社団法人および公益財団法人
 - ⑦学校法人等※
 - ⑧社会福祉法人
 - ⑨更生保護法人※範囲が不明な場合は税理士や専門家に確認してください。

寄附の手続き

相続税の申告書に、特例の適用を受けようとする旨を記載し、「寄附を受けた年月日」「財産の明細」「その法人のその財産の使用目的を記載した書類」等の書類を添付して申告します。

※物品・不動産・有価証券などの含み益のある財産を寄附する場合には、寄附者にみなし譲渡所得税（P.9参照）が生じる事も想定されるため、租税特別措置法40条も併せて申請することが一般的です。
なお、相続財産の寄附の際に租税特別措置法70条の適用を受けた場合にも、寄附金控除の対象となります。また、併せて租税特別措置法40条の適用も受けられる場合も寄附金控除の対象となりますが、その対象となる金額は被相続人から引き継いだその財産の取得価額とされます。

相続税の注意点

1 「10か月以内」の寄附が非課税の対象

相続税の申告期限を過ぎてから寄附をすると、通常の課税が行われます。*

※相続税の申告や修正申告で納めすぎた税金は「更正の請求」によって返付が可能ですが、請求には期限があり、相続開始後10か月以内に申告を終え、その後5年内に請求を行わなければ、納めすぎた税金を取り戻せなくなります。

2 寄附の用途により税金発生の可能性がある

公益法人が寄附を受けたあと、実際に公益活動に使われているかがポイントとなります。*

※寄附先法人の活動実績・財務内容・事業報告などを事前に確認し、本当に公益目的で運用されているかを把握することが大切です。万一、用途が認められない使われ方をしていた場合、後から非課税特例が取り消されるリスクがあります。

3 専門家への事前の相談を推奨

相続税法や関係法令は複雑なため、相続が起きる前から税理士や専門家に早めに相談しておくことを推奨します。

物品の寄附

1 特定美術品の相続税の納税の猶予および免除

美術館に特定美術品を預けていた人（=被相続人）が亡くなり、相続または遺贈によりその特定美術品を受け継いだ相続人（=寄託相続人）が、引き続き同じ美術館への寄託を継続する場合、一定の申請等を行うことにより相続税額のうち特定美術品にかかる相続税の80%の納税が猶予されます。

また、猶予された相続税（美術品納税猶予税額）は、以下のいずれかの条件を満たした場合に免除され、最終的に支払う必要がなくなります。

免除される場合

- 寄託相続人が死亡した場合
- 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与した場合
- 特定美術品が一定の災害により滅失した場合

※ただし、美術品納税猶予税額が免除されるまでに、特定美術品を譲渡するなど一定の事由が生じた場合には、美術品納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません。
※「特定美術品」：文化庁長官が認定する「認定保存活用計画」に記載された重要文化財に指定された絵画等の動産か、登録有形文化財のうち一定のものを指します。
※遺族が死亡した場合、当初納税猶予分は免除されますが、遺族の相続人に納税の猶予が引き継がれます。

2 登録美術品制度を活用した寄附

相続税を金銭で納付することが難しい場合、延納によってもなお金銭納付が困難であれば、金銭以外の相続財産で相続税を納めること（物納）ができます。

また、「登録美術品」の場合は優先順位が第1順位として扱われるため、金銭以外の相続財産で相続税を納付（物納）することが容易になります。

物納できる財産の優先順位

第1順位：不動産・船舶・国債証券・地方債証券・上場株式・登録美術品
第2順位：非上場株式等
第3順位：動産（一般の美術品含む）

※「登録美術品制度」：重要文化財や国宝、その他、世界的に優れた美術品を国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度です。登録される美術品は、①重要文化財又は国宝、②世界文化の見地から歴史上、芸術上、又は学術上特に優れた価値を有する作品です。
※存命中作家も対象です。

寄附者の声



寄附者の声

寄附が生み出す伝統継承

Tさん(40代男性・自営業)

神社やお寺の保護活動に共感し、これまでに複数のクラウドファンディングにも参加。

寄附の背景

Tさんが寄附を行ったのは、創建300年以上の歴史を誇る福島県猪苗代町の土津神社。近年の災害や老朽化によって社殿や境内の修繕が必要とされている現状に心を痛めていたところ、クラウドファンディングを通じてその支援を始めました。

寄附の影響

神社の維持管理や伝統行事の運営費用、来訪者向けの新規設備整備に寄附金が活用され、地域の文化資源としての魅力向上にも寄与しています。Tさんをはじめとする個人寄附者や地元ボランティアが一体となり、神社を起点に新しいコミュニティの形成が進んでいます。

Q1. 今回、寄附をしようと思ったきっかけは？

昔から慣れ親しんだ神社が災害の被害や老朽化で傷んでいると聞き、自分でも何か力になれればと思ったのが始まりです。活動報告を見ているうちに、少額の寄附でも集まれば大きな支援になると感じました。

Q2. どのような基準で寄附先を選びましたか？

「自分が本当に応援したいと思えること」そして「寄附金の使い道が明確に示されていること」を重視しました。修繕の計画や神社の具体的な将来像を示してくださっていたので、安心して寄附ができました。

Q3. 寄附をして感じたことや今後の展望はありますか？

寄附をすることで、神社や地域行事を自分事として捉えるようになり、愛着が増しました。今後も定期的に支援を続け、同じ想いを持つ人の繋がりを広げていきたいです。

団体の声



土津神社 (福島県猪苗代町)

土津神社は、延宝3年(1675)、福島県猪苗代町に創建された、会津藩祖・保科正之公を主祭神とし、歴代藩主を相殿神として祀る神社です。正之公は、江戸幕府二代將軍・徳川秀忠公の庶子であり、初代將軍・徳川家康公の孫にあたります。「義」を重んじ、文治政治を推進し、幕府の基盤確立に大きく寄与しました。創建当時の社殿は日光東照宮と比肩されるほど荘厳美麗で「東北の日光」と称されていましたが、戊辰戦争で焼失し、明治13年に再建。昭和62年には会津藩主松平家墓所として国指定史跡となりました。境内では春季大祭、秋季大祭、新穀感謝祭、御祥忌祭などの例祭が営まれ、春の桜、夏の青もみじ、秋の紅葉、冬の雪景色とともに、花手水や風鈴参道など四季の魅力も親しまれています。令和7年の鎮座350年を前に、損壊した社殿修繕のため、令和6年にクラウドファンディングを実施。本取り組みは、地域の伝統文化の保存と継承、そして信仰の振興を図るものであり、広く社会とのつながりを育む新たな奉賛のかたちとして意義深いものとなりました。

メッセージ

土津神社は、世代を超えて人々の節目に寄り添い、地域の心の拠り所として在り続けてきました。神前式や安産祈願、初宮詣、七五三詣、成人詣など、人生の折々にお詣りいただき、自らの体験が次の世代へと受け継がれていく場でありたいと願っております。神社神道は常に地域社会、日本、そして世界の安寧を祈願する公共性・公益性を有し、神職もまた社会の安定と調和のために奉仕する責務を担っていると考えています。こどもたちをはじめ、地域に暮らす人々が「ここに住んでいて良かった」と実感できるような地域づくりを、神社の立場から支えてまいります。本取り組みは社殿修繕にとどまらず、「東北の日光」と称された創建当時の姿を蘇らせるという大きな目標に向けた第一歩でもあります。全国の崇敬者とのご縁を深める契機として、皆さまのご支援を心より感謝申し上げます。今後も「會津守護神」「こどもと出世の神さま」として、心に残る祈りと体験の場を守り続けてまいります。

コラム

寄附等を受けた場合の団体側の手続き

①寄附者(個人)が所得控除・税額控除などを適用して税優遇を受けたい場合

公益社団法人・公益財団法人・独立行政法人などが寄附を受け、寄附者(個人)が確定申告で「所得控除(寄附金控除)」の適用を受けようとする場合には、寄附金受領証明書(領収書)の添付又は保管が必要となります。また、「税額控除」の適用を受けようとする場合、通常下記二点が必要となります。そのため、寄附を受ける団体においてはこれらを遅滞なく発行することが求められます。

- (1)寄附金を受領した法人の名称・受領した旨・寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨・寄附金の額及び受領年月日を証する書類※寄附者の住所、氏名の記載が必要
- (2)所轄庁がその法人が税額控除の対象法人であることを証明する書類の写し

②寄附者(法人)が寄附金のうち一定額を損金算入したい場合

企業等の法人が一般社団法人・一般財団法人・NPO法人・公益社団法人・公益財団法人・独立行政法人などに対して寄附を行う際に「一般寄附金」または「特定公益増進法人への寄附金」等として一定額を損金算入したい場合にも、寄附金受領証明書(領収書)の保管が必要となります。そのため、寄附を受ける団体ではこれらを遅滞なく発行することが求められます。

③寄附者(個人)が「譲渡所得等の非課税の特例」を適用したい場合

文化芸術団体が作品・不動産・有価証券などの寄附を受ける場合には、団体内で定められた規則等に従い審議・承認等の所定のプロセスを経て受入決定を行います。

こうした金銭以外の現物の寄附においては寄附者側で原則として「みなし譲渡課税」が生じる恐れがあるため注意が必要です。こうした事態を避け「譲渡所得等の非課税の特例」を適用するには、寄附者(遺贈の場合は、遺贈をした人の相続人及び包括受遺者)側で、租税特別措置法40条が定める承認申請手続を行う必要があります。※租税特別措置法40条の対象となる寄附受取先は公益社団法人・公益財団法人・独立行政法人など一定範囲の法人に限定されています。

「譲渡所得等の非課税の特例」には「一般特例」と「承認特例」の2つの方法がありますが、いずれにおいても承認申請書は寄附日から4か月以内(その期間を経過する日前に、寄附日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合はその提出期限まで)に納税地を所轄する税務署に提出しなければなりません。

「一般特例」と「承認特例」それぞれの承認要件は異なります。寄附を受ける団体側もそれらを理解し、寄附者とスムーズに連携することが重要です。

特に「承認特例」では、寄附を受けた団体における所定事項が記載された理事会等の議事録の写しなど、寄附者が承認申請書を提出するまでに寄附を受けた団体側で準備すべき書類が複数あるほか、寄附日の属する事業年度終了日から3か月以内に追加的に寄附を受けた団体の定款・財産目録または基金明細書の写しなどが必要となるなど、寄附を受ける団体側でも協力が必要な事項があります。

寄附を受けた団体において寄附日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しなかった場合や、事後的に

公益目的事業の用に供されなくなった場合、あるいは上記で提出すべき書類が期限内に提出されないことなどは非課税承認の取消事由となり、課税発生に繋がることになるため、寄附を受ける団体においても特に気を付けるべき事項となります。

④相続・遺贈を受けた人がその取得した財産を文化芸術団体に寄附し、相続税の非課税措置を受けたい場合

相続・遺贈を受けた人から公益社団法人・公益財団法人・独立行政法人・認定NPO法人などが寄附を受ける場合には、相続・遺贈を受けた人側で租税特別措置法70条が定める手続を行って相続税の非課税措置を受けられる場合があります。ただし、相続税の申告期限までに寄附を完了させることや、相続税申告書に一定の書類を添付して申告することが必要となります。

寄附を受け入れる団体側では、寄附を受けた財産は寄附日から2年を経過する日までに公益目的事業や特定非営利活動に係る事業などに使用する必要がある他、所定の必要書類の提供協力などが必要となりますので、予め必要事項を理解し、寄附者とスムーズに連携することが重要です。

寄附と協賛の税務上の取り扱いの違い

企業が芸術文化団体に対して支援を行う場合には、一般には協賛と寄附という二つの方法を検討されることが多いのではないかでしょうか。

企業が行う協賛の形態は様々ですが、一般には何らかの対価性を伴うプログラムとして、広告宣伝費などの費用として会計処理されることが多く、消費税上は課税取引として処理されていることが多いかと思います。一方企業が行う寄附には通常対価性がなく、そのため消費税の対象外の取引となり、消費税の課税負担にはその点で違いが生まれます。

また、協賛金と寄附金を法人税の側面から比較すると、協賛金は広告宣伝費等として通常全額損金算入されるのに対して、寄附金においては全額損金算入されるものは国・自治体に対するもの等、ごく一部の範囲に限られています。もっとも仮に全額損金算入が出来たとしても、その節税の効果は実効税率(約3割)の範囲にとどまります。

この点、寄附の中でも地方創生応援税制(いわゆる企業版ふるさと納税)は、他の寄附と異なり特別で、法人税の損金算入効果(約3割)に加えて、法人税・地方税の税額控除枠(約6割)があり、それらの効果により結果として寄附額の約9割の負担が軽減されるという大きな節税の効果を有しています。

通常の寄附との比較だけでなく、協賛金と比較しても経済メリットが大きいということで、自治体が「企業版ふるさと納税」の受け皿となって文化芸術団体に企業資金を流し込んでいくような流れを作れると、企業側の経済メリットを高く保ちながら、文化芸術団体において資金調達が可能ということになります。

[寄附に関するよくある質問]

Q 寄附をするにはどうすればよいですか？

寄附したい団体のホームページや寄付サイトを検索し、寄附受付ページの案内に従ってお手続きください。もし案内が見当たらない場合は、ホームページの問い合わせ先に直接ご連絡ください。

READYFOR 株式会社の各種サービス

フィランソロピーアドバイザリー



遺贈寄附サポートサービス



遺贈寄附や相続寄附に関するご相談を無料で承ります。
どこに寄附したらいいか、手続きはどのように進めていけば
いいのかなど、些細なことでもお気軽にご相談ください。

Q いくらから寄附できますか？

寄附したい団体のホームページをご確認ください。(控除上限額の目安については次項の早見表をご参照ください。)

Q 寄附金控除を受けるためには確定申告が必要ですか？

基本的には必要となります。ただし、個人でふるさと納税のワンストップ特例制度を利用できる条件(年間寄附先が5つ以内など)を満たす場合は、確定申告の手続きを省略できます。詳細はお住まいの地方公共団体や税務署にご確認ください。

Q 寄附金控除にはどんな種類がありますか？

寄附金控除には、「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、いずれか有利な方を選択できます。

※「税額控除」は、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金又は公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものに該当する場合に限り選択することができます。

所得控除

- 所得控除を適用する場合の所得税額は次の算式により計算される。
- 寄附後の所得税額 = (課税所得金額 - (寄附金額※1 - 2,000円)) × 所得税率
※総所得金額の40%が上限
- 高額な寄附を行う場合、所得控除を選択した方が有利な場合が多い

税額控除

- 寄附後の所得税額 = (課税所得金額 × 所得税率) - ((寄附金額※1 - 2,000円) × 40%※2)※3
※1 総所得金額の40%が上限
※2 政治活動に関する寄附金の場合は30%
※3 税額控除額は所得税の25%相当額が限度
- 税額控除を適用する場合の所得税額は次の算式により計算される。
- 小口の寄附や所得税率が高くない場合、税額控除を選択した方が有利な場合が多い

$$[個人住民税の計算式] \text{ 減税額} = (\text{寄附金額}_{\ast 1} - 2,000\text{円}) \times \text{最大}10\%_{\ast 2}$$

※1 総所得金額の30%が上限
※2 都道府県4% + 市区町村6% = 最大10%

Q 寄附先はどのように選べばよいですか？

文化芸術分野の場合、各自治体のホームページ、ふるさと納税サイト等で団体を確認できます。また、企業メセナ協議会は芸術文化支援の専門的な中間支援組織として、特定の公益法人や非営利組織を紹介する役割を担っています。(企業メセナ協議会についてはP.7をご覧ください。)

Q 寄附金がどのように使われるかを確認できますか？

多くの団体は、寄附金の使途や活動実績を報告書やホームページで公開しています。

Q 寄附金の領収書はもらえますか？

通常、寄附後に寄附金受領証明書や領収書が発行されます。これらは所得控除や税額控除の手続きでも必要となるため、必ず受け取り、保管してください。

文化芸術団体 寄附税制ハンドブック

発行日 | 令和7年3月31日

作成 | 株式会社PoliPoli

協力 | 大阪市経済戦略局文化課文化担当

(五十音順) 真庭市総合政策部総合政策課

公益社団法人企業メセナ協議会

公認会計士山内真理事務所

国立新美術館

土津神社

READYFOR株式会社

本ハンドブックは文化庁委託「令和6年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業」の一環で作成されました。

※本パンフレットに記載されている寄附金控除制度の内容は、発行日時点の情報に基づいています。税制は毎年変更される可能性があるため、最新の制度内容・控除額の計算方法・対象団体などについては、必ず国税庁ホームページなどの公的情報をご確認ください。